



長野県報

12月5日(木)
平成25年
(2013年)
第2529号

目次

規則

河川法施行細則の一部を改正する規則(河川課) 1

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(4件)(県民協働・NPO課) 3

一般競争入札(財産活用課) 4

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) 4

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(農地整備課) 4

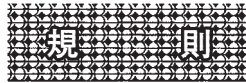
林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課) 4

一般競争入札(3件)(道路管理課) 5

特定調達契約に係る落札者の決定(義務教育課) 7

特定調達契約に係る一般競争入札(会計課) 8

地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局) 9



河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年12月 5日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第49号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和40年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「許可」を「許可又は登録」に改め、同条第1項中「第23条」を「第23条若しくは第24条」に、「許可を」を「許可又は法第23条の2の規定による登録を」に、「許可の」を「当該許可又は登録の」に、「許可に」を「許可又は登録に」に改め、同項ただし書中「の各号」を削る。

第4条中「及び」を「若しくは」に、「よる許可」を「よる許可又は法第23条の2の規定による登録」に、「占用等の許可」を「占用の許可等」に改める。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「許可に」を「許可又は登録に」に改め、同条第2項中「許可」を「許可又は登録」に改める。

第6条第1項中「から第25条まで」を「、第24条又は第25条」に改める。

第7条第4項中「占用等の許可」を「占用の許可等」に改める。

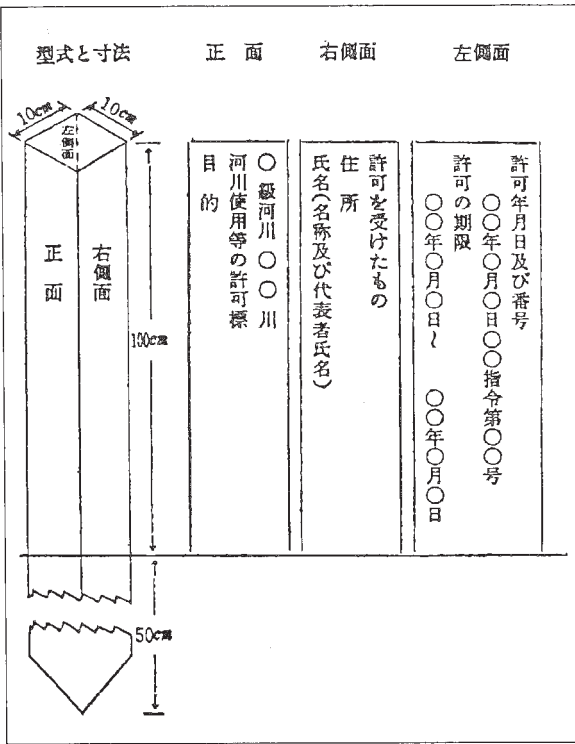
様式第1号中「1 許可」を「1 許可又は登録」に、

「 許 可 年 月 日 ・ 許 可
番 号
許 可 期 限
許 可 権 者 名 」

を

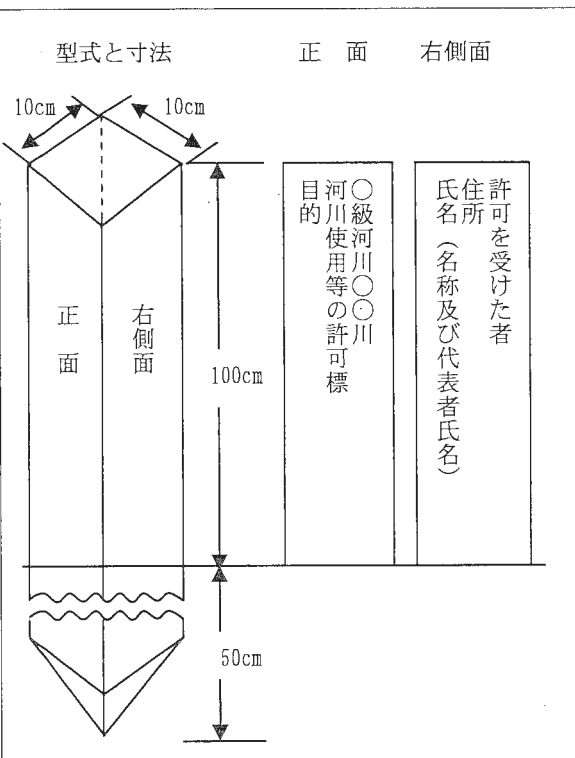
「 許 可 (登 録) 年 月 日 ・
許 可 (登 録) 番 号
許 可 (登 録) 期 限
許 可 (登 録) 権 者 名 」

に、



- 1 標柱の規格は、図示のとおりとする。
- 2 記載事項は、記載例のとおりとする。

を



- 1 標柱の規格は、図示のとおりとする。
- 2 記載例に示した記載事項を他の適切な方法で表示することにより、標柱の設置に代えることができる。

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成25年法律第35号。次項において「改正法」という。)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の河川法(昭和39年法律第167号)第23条の2の登録とみなされた改正法第2条の規定による改正前の河川法第23条の許可を受けた者が設置しなければならない標識板については、なお従前の例による。